

給水施設及び計量器の構造等の基準

秋田県工業用水道条例施行規程（昭和46年秋田県公営企業管理規程第6号）第8条に規定する給水施設及び計量器の構造等の基準は、次によるものとする。

（給水施設）

給水施設は、次の各項による。

（1）構造及び材質

給水施設の構造及び材質は、使用者が必要とする水量を十分に給水できると共に、自重、水の重量、水圧、水撃圧、地震力、土圧等に対して安定しており、将来の維持管理に支障のないものとする。

（2）管径

給水管の管径は、配水管の最小動水圧時（49kPa/cm²）において、計画給水量を十分に給水できる大きさにすること。

（3）管の取り出し

配水管より給水管を分岐して取り出す場合は、T字管又は割T字管などを使用する。また、分岐管には制水弁を設置すること。

（4）配管

①給水管には、配水管と直結するポンプを設置してはならない。

②給水管の配管に当たっては、制水弁、流量計の設置及び維持管理に適した箇所を選定すること。

③給水管の埋設に当たっては、建物の基礎や犬走りなどの下を横断するような配管は避けること。また、汚水管、汚水柵などの近傍で、水が汚染されるおそれのある箇所はできるだけ避けること。

④給水管を分岐する場合は、各分岐管に制水弁を設置すること。

⑤受水槽への流入管には排水設備を設置すること。

（5）危険な接続

①給水管は上水道管及びその他給水する工業用水の汚染の原因となる恐れのある管と接続連結してはならない。

②受水槽への流入管は、逆流を防止するため落とし込み式とし、水位調整弁を設置すること。流入管の落とし込み口は、受水槽の満水面からその管径以上の高さに設置すること。ただし、管径が50mm以下の場合には、その高さを最小50mmとすること。

（6）管種

①給水管は、実際に作用する内圧及び外圧を考慮して、これに十分耐える圧力管を使用すること。

②給水管は、ダクタイル鋳鉄管、鋼管、硬質塩化ビニル管及び強化プラスチック複合管などを用いること。

③給水管の管種選定に当たっては、布設場所の地質、管の受ける内外圧、気候、管の特性、通水後の維持管理等を考慮し、最も適切な管種を選定すること。また、その品質、形状、寸法はそれぞれの管の性能基準、規格に適合するものとする。

（7）受水槽

受水槽の容量は、受水の手引きによるものとする。

（計量器）

計量器は、次の各項による。

（1）設置

給水管には、使用者が使用した水量の計量及び料金の算定に使用するため、計量器を設置すること。

（2）構造

①計量器は指示、積算及び記録（1時間単位とし、毎月定例日の使用水量の計量が可能なもの）の機能を有し、瞬間流量を測定できるものとする。

②計量器は、計量法に定める検定品を使用すること。

③計量法の対象外の口径350mmを超えるものについては、計量法の検定有効期間に準じた期間毎に校正機関による校正を行い、校正機関が交付する証明書を提出することにより、前号に適合しているものとみなす。

（3）使用方法

①計量器の設置場所は、敷地内で点検等の維持管理に適し、汚水侵入等の無い場所を選定すること。

②計量器は、給水管と同口径のものを、吐き出し口より低位に水平に設置すること。

附則 この基準は、平成27年4月1日から施行する。